く。）であって、その者の受ける俸給月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる俸給月額に相当する額（人事院の定める職員にあっては、人事院の定める額）に達しないこととなるもの（人事交流等職員となる前に俸給表の適用を受ける職員として在職していた者であって、切替日以降に平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を支給される職員でなくなったものを除く。）には、その差額に相当する額（特定職員にあっては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額）を、平成二十六年改正法附則第七条第三項の規定による俸給として支給する。

2　人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き俸給表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成二十六年改正法附則第七条第二項の規定による俸給の額に相当する額を、同条第三項の規定による俸給として支給する。

（端数計算）

**第五条**　平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給の額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該俸給の額とする。

（この規則により難い場合の措置）

**第六条**　平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事院の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

**附　則**

（施行期日）

1　この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（人事院規則一―三四の一部改正）

2　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

別表の二の表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 規則九―一三九（平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給） | 第六条の承認に関する文書等 | 五年 |
| | 取得の日 | |

# 告示

**○国税庁告示第二号**

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号。以下「規則」という。）に基づき、国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）第二条第十二項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。以下同じ。）が適当と認める書類、財務大臣等（規則第一条第三項に規定する財務大臣等をいう。）が適当と認める事項等、個人番号利用事務実施者が適当と認める事項、個人番号利用事務実施者が認める場合及び個人番号利用事務実施者が適当と認める方法（以下「個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等」という。）を、以下のとおり定め、法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から適用する。

平成二十七年一月三十日

国税庁長官　林　信光

別表第一欄に掲げる規定の同第二欄に掲げる内容に関して、個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を同第三欄に掲げるとおり定める。

**○別表**

| 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 |
|---|---|---|
| 規則第一条第一項第二号 | 官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、通知カードに記載された氏名及び出生の年月日又は住所（以下「個人識別事項」という。）が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって当該個人識別事項の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの | 税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号）第十二条に規定する税理士証票（提示時において有効なものに限る。以下「税理士証票」という。） |
| | | 本人の写真の表示のある身分証明書等（学生証又は法人若しくは官公署が発行した身分証明書若しくは資格証明書をいう。以下同じ。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。）（以下「写真付身分証明書等」という。） |
| | 戦傷病者手帳その他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示があるもので、個人識別事項の記載がないもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付公的書類」という。） | |
| | 規則第一条第一項第三号ロに規定する個人番号利用事務等実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）が発行した書類であって識別符号又は暗証符号等による認証により記録された当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの（提示時において有効なものに限る。） | 個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を利用して提出する場合における当該書類 |
| | 官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（通知カードに記載された個人識別事項の記載があるものに限る。） | 官公署又は個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、個人番号利用事務等実施者に対して、申告書又は申請書等と併せて提示又は提出する場合の当該書類 |
| 規則第一条第一項第三号ロ | | 本人の写真の表示のない身分証明書等で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。）（以下「写真なし身分証明書等」という。） |
| | | 国税若しくは地方税の領収証書、納税証明書又は社会保険料若しくは公共料金の領収証書で領収日付の押印及び個人識別事項の記載があるもの（提示時において領収日付又は発行年月日が六か月以内のものに限る。）（以下「国税等の領収書等」という。） |